

平成26年山武市教育委員会第2回定例会会議録

1. 期 日 平成26年2月19日(水)
2. 場 所 山武市教育委員会庁舎会議室
3. 開 会 午後1時28分
4. 出席委員 委員長 五木田 孝義
委員長職務代理者 高橋 尚子
委 員 京相 光徳
委 員 嘉瀬 尚男
教育長 金田 重興
5. 欠席委員 委 員 小野崎 一男
6. 議場に出席した職員の職及び氏名
教育部長 渡邊 聡
教育総務課長 小川 宏治
学校教育課長 鵜澤 政仁
学校教育課指導室長 齊田 謙一
生涯学習課長 土井 紀子
スポーツ振興課長 川島 勝喜
公民館長 市原 修
文化会館長 江澤 正
図書館長 宮負 勲
学校給食センター所長 小堀 英信
さんぶの森公園管理事務所長 齊藤 榮一
子育て支援課長 田上 和弘

事務局
教育総務課総務企画係長 秋葉 一徳
教育総務課総務企画係 山口 雅之

開会 委員長が挨拶し午後1時28分開会を宣する。

日程第1 ○会議録署名人の指名

五木田委員長が議長となり、嘉瀬委員を指名する。

日程第2 ○会議録の承認

平成26年第1回定例教育委員会の会議録を全員異議なく承認。

日程第3 ○教育長報告

報告書に基づき、1月16日から2月18日までの主な業務内容について報告。(主な点は次のとおり)

- 1月17日 むつみのおか幼稚園訪問。昨日も市全てのこども園・幼稚園の職員が参加し、指導案による保育が実施された。教育委員会事務局で参観し、勉強会を開いた。今年度の新たな試みであり大きな前進であったと捉えている。
- 18日 東金において日韓友好の夕べが開かれた。日韓関係は厳しいが、多くの関係者が出席した。鳴浜小学校が交流している韓国の半月小学校関係者が、たまたま、鳴浜小学校との事前打ち合わせで来ていたため、この会にも出席されていた。和やかな会になった。
- 23日 いじめ防止対策研修会。県から講師を招いて開催した。協議第3号において、いじめ防止対策推進法について協議いただくことになる。
- 24日 教職員組合からの要請書が提出された。学力テストの公表と土曜授業についてであった。これに答えなければいけない。協議第3号で協議をお願いする。
- 26日 左千夫短歌大会。毎年市内の学校の生徒、先生方も応募していただいていた。これまでは審査対象になっていなかったが、今回は審査対象となり。2名の教員が入選した。(成東小の森川教諭と成東東中の齋藤かおり教諭。)
- 31日 第3回文化財審議会。松尾にある旭ノ岡古墳について、市の指定文化財にして欲しいという要望があがっていた。数回の協議を経て、正式に認定された。オリンピック・パラリンピックに向けて、副市長の発案で市として何が出来るか最大限のおもてなしをしようとして併せてシティセールスにもつなげていこうということで、近々全庁的な組織を立ち上げて検討していこうということになっている。
- 2月2日 郷土芸能振興大会が開催され、山武市になってから一番多くの郷土芸能の出場をしていただき大変盛会であった。
- 8日 九十九里小で著名な明石先生の講演が行われた。体験の重要性についての講演であった。校長室での雑談で、明石氏が国の生涯学習部門の座長をされているとわかった。第2期教育振興基本計画が出ているが特徴的なことが個の学び、個の充実からさらに社会地域の発展にも生かしていこうと謳われている。明石先生が座長であるからこそ、そういった面が打ち出されたのであると思う。山武市内でも大事であると語っていると伝えたところ大変喜んでいただいた。
- 11日 第31回山武少年柔道大会と郡市民駅伝競走大会が同日に開催された。雪降りの日であったが、柔道大会へ東京、埼玉等から38チームが参加し大変盛り上がった。駅伝大会の結果は別紙で報告される。
- 14日 蓮沼中、緑海小の避難用外階段の視察を行った。何かの折に見て登ってい

ただきたい。

15日 婦人会主催の敬老慰安会が行われた。朝の天気は大荒れであったが、多くの方に鑑賞していただいた。婦人会が難しい局面を迎えている。存続が危うい状態にある。今後、協議会を持ちたいので出席して欲しいと言われている。社会教育にもつながるので、社会教育委員会議でも意見をいただこうと思う。教育委員会でも意見があれば伺いたい。

18日 第2回教育長面接が東上総教育事務所で行われ管理職についてほぼ決まった。一般教諭については、出ていく方向性は決まったが、入ってくる方向性は示されていない。3月14日に内示が出る。同日、こども園の公開研究会がなるとうこども園で行われた。委員の皆様にも参加いただいた。

委員長：議案第1号「市議会定例会提出議案（平成25年度一般会計補正予算（第6号））に同意することについて」から議案第8号「市議会定例会提出議案（山武市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例）に同意することについて」は議会の提出前であり、協議第1号「要保護及び準要保護児童生徒の認定について」及び協議第3号「山武市教育行政における協議・検討事項について」並びに報告第1号「学校のあり方検討委員会の会議結果について」は公開に適さない事項であることから、教育委員会会議規則第12条の規定により秘密会とした旨、提案。

（「異議なし」の声）

日程第4 ○議決事項

議案第1号 市議会定例会提出議案(平成25年度一般会計補正予算(第6号))に同意することについて

教育総務課長：資料に基づき説明。各課の主なものを取り上げて概要を説明。

各所属長より資料に基づき説明。

(説明者：学校教育課長、生涯学習課長、スポーツ振興課長、文化会館長、図書館長、さんぶの森公園管理事務所長、学校給食センター所長、子育て支援課長)

京相委員：スポーツ振興課で国交省と文科省での基準が省によって異なるのは、どういった事なのか。

スポーツ振興課長：「かつ」と「又は」の違いである。国交省の場合、吊り天井の基準が6メートルかつ200平米を越えるもの。最低限6メートルなければならない。文科省の場合、6メートル又は200平米を越えるものという事で高さでも面積でもいい。建築基準法の改正により、6メートルについては実際に被害が大きく及ぶ高

さという基準である。面積的には200平米を超えるものは落ちてもおかしくないが国交省は対象範囲を限定するため6メートルかつ200平米を超えるものという位置づけにしている。

京相委員：蓮沼スポーツプラザについては、避難所として利用するのか。

スポーツ振興課長：蓮沼スポーツプラザは、避難所として活用する。2階部分がアリーナとなっている。1階の小体育館が348平米あり、ロビーも488平米ある。いくら上の天井を直してあっても、1階が潰れていては避難所として活用できない。財政とも協議の結果、一般財源を持ち出して改修こととなった。

※原案のとおり同意。

議案第2号 市議会定例会提出議案(平成26年度一般会計予算)に同意することについて

教育部長：資料に基づき説明。教育部における主な事業について概要説明後、前回の定例会において説明していることから、変更点等について説明。

各所属長より資料に基づき説明。

※原案のとおり同意。

議案第3号 市議会定例会提出議案(山武市蓮沼スポーツプラザ条例の一部を改正する条例等)に同意することについて

スポーツ振興課長：改正する対象例規は、山武市蓮沼スポーツプラザ条例の一部を改正する条例、山武市蓮沼野球場条例の一部を改正する条例、山武市松尾運動公園条例の一部を改正する条例、山武市都市公園条例の一部を改正する条例の4条例。消費税法の改正に伴い全庁的に見直しが見られることとなった。現行の使用料は消費税5パーセントであるが、消費税の増税により基本使用料に消費税8パーセント分を増額した。

※原案のとおり同意。

議案第4号 市議会定例会提出議案(山武市成東中央公民館条例の一部を改正する条例等)に同意することについて

公民館長：消費税法の改正に伴い、山武市成東中央公民館条例、山武市蓮沼中央会館条例、山武市農村環境改善センター条例、山武市松尾洗心館条例を改正する。一時間あたりの使用料について改正するもの。

※原案のとおり同意。

議案第5号 市議会定例会提出議案(山武市文化会館等条例の一部を改正する条例)に同意することについて

文化会館長：消費税法の改正に伴い、使用料を増額するもの。また、これまでは1円単位の料金設定であったが、他の教育部所管の施設と併せて10円未満を切り捨てるもの。施行日は平成26年4月1日からである。

※原案のとおり同意。

議案第6号 市議会定例会提出議案(山武市さんぶの森中央会館等条例の一部を改正する条例)に同意することについて

さんぶの森公園管理事務所長：対象例規は、山武市さんぶの森中央会館等条例の一部を改正する条例、山武市さんぶの森武道館条例の一部を改正する条例、山武市さんぶの森野球場条例の一部を改正する条例、山武市都市公園条例の一部を改正する条例。消費法の改正に伴う改正である。

※原案のとおり同意。

議案第7号 市議会定例会提出議案(山武市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例)に同意することについて

生涯学習課長：資料に基づき説明。前回の定例会での説明と変更はない。

※原案のとおり同意。

議案第8号 市議会定例会提出議案(山武市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例)に同意することについて

図書館長：資料に基づき説明。前回の定例会で説明した、山武市住民基本台帳カードと図書館利用カードのワンカード化の説明と変更はない。

※原案のとおり同意。

議案第9号 山武市教育委員会が管理するスポーツ施設の管理に関する規則の制定について

スポーツ振興課長：前回の定例会で協議させていただき、その後に様式の変更が生じた。

申請者と責任者が左側に寄っていたが、様式の統一を図るため右側とした。また前回の協議の際は、市内使用料金としていたが、文言を市内使用料へ修正した。

※原案のとおり可決。

議案第10号 山武市教育委員会が管理する公民館等施設の管理に関する規則の制定について

公民館長：前回の定例会で協議させていただいたが、様式についてはスポーツ施設と同様に使用する。

※原案のとおり可決。

議案第11号 山武市社会教育委員会議規則の一部を改正する規則の制定について

生涯学習課長：前回の定例会で協議いただいたが、社会教育委員法が改正されることに伴い改正をおこなうもの。前回の定例会での説明内容と変更はない。

※原案のとおり可決。

議案第12号 山武市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

図書館長：前回の定例会での説明内容と変更はない。

※原案のとおり可決。

議案第13号 山武市文化会館等条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

文化会館長：前回の定例会での説明に加え、付属設備の使用料について増額するもの。条例と同様に施行は平成26年4月1日である。

※原案のとおり可決。

議案第14号 山武市さんぶの森公園の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について

さんぶの森公園管理事務所長：規則で定めているテント、バーベキューピットの使用料について消費税法の改正に伴い使用料を改定しようとするもの。

※原案のとおり可決。

議案第15号 山武市要保護及び準要保護児童生徒就学援助及び特別支援教育就学奨励に関する要綱の一部を改正する告示について

学校教育課長：今回の改正は2つの観点にたっている。1つは要保護、準要保護児童生徒についてである。この改正は利用者の利便性を高めるため。もう一点の特別支援就学奨励は、国庫補助金の交付要綱の改正が行われた。主な改正点は次のとおり。支給開始月で現行の準要保護児童生徒について、1年生に限り4月申請で4月から支給となっている。基本的には申請をした翌月からである。例えば4月申請の家庭に小1と小3の子どもがいた場合、小1の子どもは4月に小3の子どもへの支給は翌月になってしまう。支給月に違いが出てしまうため、申請を受理した翌月から学年を問わず、4月申請に限り4月からと変更し利便性を高める。準要保護の子どもが転入してきた場合、準要保護の転入者は転入後の申請になるため最低でも一か月間の空白期間が生じてしまう。受理した翌月から支給となっているので時間にズレが出てくる。改正後は、学籍受け入れ後1月以内に申請を受理した場合に限り学籍受け入れ月から支給を開始する。ただし、前の学校で支給を受けていて転入してきた学校からも支給を受けるような場合である。重複する可能性がある。それについては、第6条の3に記載されているところである。準要保護者と認定された者が転入する場合、山武市小中学校に学籍を有した月から起算して1か月以内に当該申請を受理した場合は転入日の属する月から支給を行うものとする。ただし、転入日前に支給された援助費と重複して支給することが無いよう関係教育機関に確認をとることとする。要保護家庭は、生活保護を受けている家庭であるので修学旅行費のみの支給となっている。生活保護の支給開始日が修学旅行の実施月と同じ場合、申請の翌月から支給開始では修学旅行費を支給できない。申請に関わらず生活保護開始月から支払えるようにする。また、前年度から生活保護を受けている場合は、4月からであれば対応は可能である。生活保護を受けていれば申請月にかかわらず修学旅行費を支給したい。利便性を図るため改正をする。事情変更の届け出について、要保護、準要保護の家庭で住所変更等があった場合は教育委員会への届け出を義務づける。これまで、事情変更があっても教育委員会への届け出はなかったが、要綱の中に明記しようとするもの。申請書類の提出書類の届け出先は、現行では学校のみであるが学校又は教育委員会というように窓口を改めていきたい。ただし、申請に必要な書類等について変更はないので、小中学校長から学校の様子についてのコメントはいただく。特別支援学級就学奨励費について、特別支援学級に在籍している子どもに対して支給するもの。ただし、学校教育においてはノーマライゼーションという流れのなかで通常学級においても特別に支援の必要な子どもがいる。普通学級の学校教育法施行令第22条の

3の児童生徒も含める。第22条の3は特別に支援の必要がある者であるが、国庫補助金の交付要綱変更があり、校外活動の宿泊費が無かったが、国庫補助金の要綱で宿泊費を支払ってよくなった。ここでの校外活動とはグリーンスクール等の宿泊を伴うものである。学校用品費などの支給額は、小学校、中学校で定額の支給をしていた。国の交付要綱では定額は好ましくない。実費にすべきであるとの改正がなされた。それにより実費の2分の1を支給する。ただし、上限額は設けることとした。定額支給から実費の2分の1に変更になったので場合によっては減額になる。

京相委員：特別支援学級が対象になっているが、改正後に普通学級の子どもも対象ということで、支給されるのは校外活動等参加費と学用品費等も対象なのか普通学級の子どもも貰えるようになるのか。

学校教育課長：これからは受けられる。こういった制度があることを知らせても受け取らない家庭もある。就学指導委員会にかかっている子どもが対象であるので、学校から家庭へはすでにアプローチしている。その上で案内をするので、家庭の実情に応じて受けるか受けないか判断をしていただく。

京相委員：普通学級にいる特別な支援が必要な子どもにとって、特別支援学級に入らなくても支給を受けられることになる。それが特別支援学級や特別支援学校への進級、進学を遮ることにならないか。

学校教育課長：通常学級にいても貰えるのであれば、特別支援学級に行かなくてもいいということになる。国の方針を確認して回答させていただく。

委員長：学用品等の支給で請求は担任が行うのか。

学校教育課長：事務としては担任を通じてとなっている。学校で一括購入の場合、学校の会計報告書で確認を行う。個人の場合は各家庭からレシート等の提出を求める。それにより実費額を算定し2分の1を支給する。今までよりも煩瑣になる。

※原案のとおり可決。

日程第5 ○協議事項

協議第1号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について

学校教育課長：新規2世帯3名について説明。

※2世帯3名について認定。

休憩 14時50から

15時00まで

協議第2号 山武市教育振興基本計画について

教育総務課長：山武市教育振興基本計画は、平成23年4月に策定し、平成32年度までの10年間を見据えている。この計画は、山武市における教育理念の具体的な内容を示しているが、毎年適宜見直しを図ることとなっている。今回の改正箇所については赤字で表記している。改正等の内容については、各所属長から説明を行う。

※計画内容の主な変更箇所について各所属長から説明。

学校教育課長：学校教育課が所管する部分について、第1章については主にデータの更新。第3章の重点施策1から重点施策3の改正内容を説明。

教育総務課長：教育総務課が所管する部分について、第3章の重点施策3の改正内容の説明。重点施策5においては芸術文化活動への支援として、重点施策7においてはスポーツ活動への支援として、芸術文化スポーツ活動報奨金制度の実施を明記。重点施策8の改正内容を説明。

子育て支援課長：子育て支援課が所管する部分について、これからのこども園についても、教育を重点に行っていくことから、第2章や第3章の重点施策で今まで幼稚園としか表記されていなかったところは、基本的にこども園を追記させていただいた。重点施策8の改正内容を説明。今回の改定案ではいくつか見直しの調整がまだ終わっていない部分があることから、再度調整させていただきこども園も入れて次回の定例会でお示しする。

生涯学習課長：生涯学習課が所管する部分について、第3章の重点施策4の改正内容について説明。

スポーツ振興課長：スポーツ振興課が所管する部分について、第3章の重点施策7の改正内容を説明。

図書館長：図書館が所管する部分について、第3章の重点施策4の改正内容を説明。

文化会館長：文化会館が所管する部分について、第3章の重点施策5の改正内容を説明。

京相委員：芸術文化スポーツ活動報奨金制度については、これまで教育委員会でも協議され、これが今回の計画に取りあげられたことは、教育委員会の事業の一つの目玉となると思うが、それにしても予算計上額が少し少ないのではと感じている。今後、予算が増えていく可能性はあるのか。

教育総務課長：今回予算計上している額は、今までの実績を踏まえ積算している。ただ、芸術文化スポーツの振興という観点から考えると、予算が足りなくなるくらいの方々が出てくれば、予算要求して事業枠を拡大することで、事業効果につながっていくと思う。そういう方々が多く出てくることを期待している。

委員長：2020年には東京オリンピックの開催予定されており、東京に隣接している県で

もある。オリンピック選手を山武市から輩出できれば素晴らしいことだと思う。その足掛かりとして、芸術文化、特にスポーツを奨励することは、山武市の目玉と考えていく必要があるだろうと思う。

高橋委員：南郷小の児童が県の書き初め展において知事賞を受賞されたが、そういう場合も芸術文化ということで対象になるのか。

教育総務課長：そういうものも対象になるような設定にしようと考えている。ただ、県の賞であれば対象外。全国大会や県を超えた大会という趣旨である。制度を運用していくうえでは、スポーツであれば大会で勝ち抜いてという部分があるが、芸術文化はどうしていくか、運用面でもう少ししっかりとした制度にする必要があると思っている。

委員長：県ではスポーツ、体育については基準があって表彰しているようである。大いに奨励してあげて、動機づけを青少年に与えることは、青少年の健全育成にとっても大事であると思う。

※原案のとおり了承。

協議第3号 山武市教育行政における協議・検討事項について

学校教育課指導室長：今回協議いただく提案内容は、一つ目として(1)平成26年度全国学力・学習状況調査結果の取り扱いについて。もう一つは、(2)いじめ防止対策推進法施行に伴う対応についての二点である。提案理由としては、(1)については、学校や地域の実情を勘案し、市内児童生徒の学習意欲及び学力向上に結びつく取り扱い、これは保護者の協力を含めてということも考えているが、これについて協議、検討をいただくもの。(2)については、地域社会全体で取り組むべき課題であることの中で、学校でも基本方針を策定しており、任意ではあるが地域基本方針を市としても策定することが望ましいと考えることから、今後どのように進めるかということで提案させていただいた。(以下、資料に基づき、提案内容の(1)及び(2)について説明。)

※提案内容 (1)平成26年度全国学力・学習状況調査結果の取扱（公開）について

学校教育課指導室長：資料に基づき、平成26年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領の概要(P177)、全国学力・学習状況調査結果の公表に係る意向調査(P178)について説明。

委員長：これについては、静岡県知事がいろいろ意見を提案して話題になり、話は落ち着いたようだが、山武市は全国、県、市の平均を公表したが、それについて市

民や校長から意見はあったか。

学校教育課指導室長：市民からの問い合わせはなかった。狭いエリアの中では多少話題になったかもしれないが、それがこちらに声として届いたものはなかった。

委員長：やりっぱなしではよくないと思う。少なくとも学校長は自分の学校の学力について把握しておかなければならない。自分の学校の子どもたちの学力がどの位置にいるのかを把握して、改善していく資料としてこの全国学力・学習状況調査を活用するという視点にたって、やっていただきたいと思う。

高橋委員：昨年と同じように全国、県、市の平均を公表して、学習状況の何時間勉強しているのかなどは、保護者に知らせることで学力の向上につながると思うので、公表した方がいいと思う。学校間の差というのは、各校長が分かっていたらいいので、保護者へは全国、県、市の全体だけを伝えればいいと思う。

委員長：学校の順位を公表する必要はないと思う。それによって学校の格差が生じて、あまりいい結果というか、むしろランク付けをすることによって弊害が出てくるだろうと思う。他の委員の意見もそうであると思う。

京相委員：市内の学校全体の公表については、当然発表すべきだと思うし、いろんな手立てを使って公表していただきたいと思うが、個々の学校名を明らかにした公表は市教委としてはあまり好ましくないと思う。これについては、資料の中に「指示」ということがあったと思うが、各学校での公表というのは、各学校自身が判断して公表すべきであるし、自分のところで学校はどうだということを校長の責任で出すべきだと思う。そういう指示を教育委員会としてはしてもいいのでは。昨年在1校しか公表していないということであるならば、できる限り指示という形で指導はすべきではないかと思う。あえて市全体、各学校をランク付けするような公表はすべきではないと思う。

高橋委員：学校の児童生徒の数で平均点はかなり変わってくると思う。

学校教育課指導室長：学校の結果については、学校長の判断において説明責任として、地域、保護者に自校の結果を公表することはよいこととなっている。それについてはもう一度確認しながら、市としては全体の傾向を皆で共有していくという、今年度と同じようなスタンスでよろしいか。併せて、実はこの学力学習状況調査は、教員にとっては、子どもたちのつまずきや課題を見つけるいい材料であるので、今年度各校の教務主任、研修主任を中心に、学習状況調査の結果の中で間違えた答えが多い設問をピックアップさせた。何故そういう間違えをしたのかを分析し、その分析を基にして、授業ではこういうようにやっていこうというポイント集を作成した。それが、各学校での全国学力・学習状況調査を活かした学校での取り組みということで、また違った意味での説明責任になるのではということから、後ほどお渡ししたいと思う。

嘉瀬委員：基本的には皆さんから発言があったことと同じで、結果だけの公表ということについては賛成できないが、学力テストを行った結果をどう活用するかという部分で、学校長の判断でということがあったが、京相委員が言われたように、その結果から自校の問題点を把握して、今後どうやってそれに対応していくかということ、きちんと明確に出していただいて、皆さんに知ってもらうような方法を取った方がいいと思う。それを行わないと去年は1校しか公表していないし、本来テストを行ったことから導き出すものというのはそういうものだと思う。教育委員会としての公表については、皆さんがおっしゃるとおり全体の位置づけがどの程度かというところでいいと思うが、きちんとした活用が出来るような指導はすべきだと思う。

学校教育課指導室長：そうすると各学校でのデータを基に、数値だけでなくこういう傾向があって、こういう改善点を考えていく。対策的なものを出していく。

嘉瀬委員：出来れば各学校のホームページで出してくれるくらいになるとよいと思う。

教育長：他所の市では、東金市は出そうかといっていたが結局出さなかった。

学校教育課指導室長：全体の結果について公表した市は、山武市だけである。

教育長：確認しておいていただきたいことは、山武郡市内では山武市だけが出している。

試験を受けた学年だけではなく、皆で考えようということで全学年に出している。

今までは学校別でもなかったが、今度新たに国から通知を出してくれた。

委員長：県の標準学力調査もあると思うが、各学校は保護者に公表しているか。

学校教育課指導室長：県の標準学力調査については、正式に仕分けしていないが自校の参考資料として扱っているところが多いと思われる。市教委への報告はいただいている。

教育長：家庭にはいっていない。

委員長：確か県の標準学力調査は県費で行っていて、学力調査の費用を保護者から徴収してないと思う。学校の中で活用してもいい訳である。

教育長：公表については、あくまで今言ったことの回答でよろしいか。

委員長：いいと思う。

高橋委員：どこが弱かったとか、例えば漢字が弱いのか文章を抜き出すのが弱いのか、算数なのか、傾向だけでもいいので学年だよりや学校だよりで知らせたらどうか。

嘉瀬委員：実施される学年が決まっているので、単年度の結果だけだとその学校の全体の状況とは違うような気がする。出来れば毎年、変遷を見ながらそれぞれの年の状況を踏まえた、公表の仕方があるのではないか。

委員長：対象が小学6年生と中学3年生なので、卒業してしまい伸び具合などが見られない訳である。

高橋委員：先生によってというか、例えば、数学の先生がそのところの教え方が弱い

ということも、全体から見えるかもしれない。

教育長：先生の指導力も多少はあるが一番大きいのは学年差である。例えば、1年から6年までのトータルで1位の学校なのにある学年は13位であった。これが、数字を出す危険性、数字の独り歩き。学校を守ることではなく危険ということである。

※提案内容 (2)いじめ防止対策推進法施行に伴う対応について

学校教育課指導室長：いじめ防止対策推進法については、P182に概要として記載している。その中では、国がすべき2施策、地方公共団体が実施すべき3施策、学校が実施すべき施策、最後に重大事態という児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるような場合などこれらを重大事態と捉えるが、そういった部分についての対応というような内容で、いじめ防止対策推進法は構成されている。この推進法が施行され今までどういう取り組みをしてきたかを整理し、また、教育委員会ではどういう方向で進めてきたかを報告する。まず、対応状況については、今学校ではいじめ防止対策推進法の施行を受け、いじめ防止基本方針を策定中である。既に方針を策定して市教委に提出している学校が1校ある。また、それに向けて市教委から方針の素案(P183からP187)を各学校へ提示している。これを基にした対応マニュアルがP188、P189に記載されている。各学校の方からこのいじめ防止基本方針について、市の方としての方向性をある程度示して欲しいということがあったことから、指導室で検討し意見調整をしながら各学校へ素案として提示したものである。P183のいじめ防止基本方針は学校でつくらなければならない必須の方針であるが、その中に載せなければいけない部分が、P183中段、具体的な視点のアからコまでの内容を、基本方針に盛り込むことが必要とされている。アからコ(具体的な取組はP184からP187に記載)までのそれぞれの項目について、具体的に学校で出来るものは何かを自校でよく検討して策定するように依頼している。考えられる要素は全てその中に入れてある。学校の方ではその中で出来ないことを書いても仕方がないので、出来ることを実態に合わせて記載するというので、基本方針の策定を各学校で進めているところである。各学校の基本方針については3月20日に市教委に提出していただく予定である。P180(2)市長部局への対応については、いじめ防止対策推進法は学校が主体的にいじめ防止のため、その取り組みを考えていくもので、現状を把握して今の対策がいじめ防止につながっているかどうかということ、もう一度点検をし、先生方で協議をして対策を考えていくことに大きな意味をおいている。そういった視点と同じく、学校が主体的ではあるがそれを設置する市、管轄する市教委としても、いじめ防止のための基本方針として、山武市いじめ防止方針を策定していくことが望まし

いだろうと考えている。それを策定していくうえで市長部局への対応ということで、①から⑤に記載されている事項を、教育委員会から市長部局に投げかけ、市長部局で考えていただき、今後どのように役割分担をして、いじめ防止について考えていただきたいというようなことで、対応を進めていく流れで考えている。本日はP180の具体的な動きの三つ目、定例教育委員会での意見集約ということで、この進め方についてご意見をいただきその意見をもとに、市長部局の窓口である総務部との事前協議を行う。総務部との協議後に再度、教育委員会で意見をいただく予定であるが、仮に総務部との協議で山武市の基本方針を教育委員会が主体で作るという話になった時には、その基本方針を教育委員会定例会に提示したいと考えている。その後は、庁議での説明を経て方向性や役割分担が決定しだい、山武市教育委員会として条例や基本方針策定にむけた調整作業を役割の中で進めて行く。議会への条例提出については9月を予定している。また、いじめ対策推進法に基づく地方公共団体の実施すべき施策についてはP181に記載されているが、組織構成、役割として学校、設置者(市教委)、市の三つの枠組みの中での、設置をする協議会、附属機関を記載している。例えば、学校ではいじめ問題対策連絡協議会を必須で設置し、その役割、構成員が記載されている。また、教育委員会の附属機関についても同様に役割、構成員が記載されている。なお、市の部分については、重大事態が発生した場合に、学校若しくは教育委員会の附属機関が調査し結果を報告するが、その報告が不十分である場合、又は被害者の方からその調査内容に疑義等が申し立てられた時に、市に置かれる再調査のための附属機関が調査を行うことになっている。その附属機関を市では考えなくてはならない状況になっている。後は推進組織として山武市いじめ問題対策連絡協議会ということで、これについては教育委員会が事務局になると思われるが、学校や児童相談所などのいじめ防止に関わる団体との連携を図る役割となっている。いじめ発生時のフロー図については、P181に記載のとおりである。

委員長：この件については、継続して協議をすることで意見をいただきたいと思うが、基本的には良くできていると思う。ただ、P186のケの重大事態への対応の①は重体事態でなく重大事態の誤りか。

学校教育課指導室長：訂正させていただく。

委員長：いじめ防止に関する発生時から組織、具体的な取り組みまで記載されているが、これは目新しことではなく、学校で普段やっていることを体系的に学校が整理をして、日常の問題として取り組んでいかないと、感性の問題で教師の中には、鈍い感性と鋭敏な感性のいろいろな方がいる。つまり空気が読めなかったり、そういうことでいじめの発見が遅れたり、対応が遅々たるものであったりする。

京相委員：県のいじめ対策関係の動向との整合性についてはどうか。それから、設置者（市教委）が設置する教育委員会の附属機関の考えられる構成員として、弁護士はともかく、精神科医や心理福祉の専門家等がすぐに手当できるのかという部分をどう考えているか。

学校教育課指導室長：県の動向については、自民党の方から条例案の提出を予定しているということも含め、注視していかなければと考えている。ただ、いつ起きるか分からないことなので、山武市としては地域のいじめ対策についてはどういう方向でいくかと、具体的に検討しているということが説明できればいいと思っている。そういったことで、県の情勢を見ながら策定に際しては、焦らず他市等との連携も図りながら行っていく。そうすることで、附属機関の構成員、専門家についても、他市等と重複しないことも含め調整を図っていくことが必要になると思う。医師等の専門的な方を選ぶことは難しいと感じている。

京相委員：他市や県とも同じではいけないという事であると思うので、専門家の取り合いになってしまう。もう一点、常設なのか何か起こった時に活動を行うのか。

学校教育課指導室長：基本的に何か起こった時に集まるのは無理であるということで、国の示す方向としては常設であるべきである。学期に一度位の情報提供をその機関に行うことが必要になる。

嘉瀬委員：基本方針の策定を学校で行うことが必須で各学校で行う。各学校が基本方針を作った中で、教育委員会として任意であるが基本方針を作っていく。末端の現場で作る方針と我々が作るものがどういったものになるのか今の段階では見えてこない。各段階での基本方針の関係についてクリアにして欲しい。一連の流れは上手くできているが、大津の事件以降で教育委員会がきちんとした対応がとれなかったために補助の機関を作る方向性が出てきたと感じている。これでいじめ対策になるのか。この機関に検討を任せてしまえば良いということになるのではないか。本当にいじめを無くそうという議論になるのか。これ自体はやらなければいけない。進めていかなければいけない。しかし、その前に我々がもっと議論する必要があると感じる。この対策のほとんどは、いじめが起こってからで起こる前の対策が少ない。ここをもっと重点的に検討しないといけないのではないか。

委員長：子どもは未完成な人格である。子ども達が最適な環境で学んでいくということは、山坂があると思う。皆さんも小学校、中学校時代に嫌な思いをせずに来たのではない。嫌な思いが全ていじめであるということは拡大解釈であると思う。

高橋委員：各学校で対策をつくり委員会に提出していただくと伺った。各学校の校長や教頭が2, 3年で変わる。児童生徒も生まれた年で進学している学校の状況が変わる。教育委員会できちんとした骨組みをつくり、学校で部分的に加筆修正していく方がいいのではないか。

学校教育課指導室長：嘉瀬委員からこの前にやるべきことがあるだろうということは、そのとおりであると思う。国もそのことを求めている。未然防止とは、何なのか。基本方針については、学校として出来ることと教育委員会として出来ることや市の各部局から出来ることを市の方へ投げかけて考えていく。そういった事に少し時間をかけていきたい。総務部との話し合いをしながら、考えていきたい。高橋委員からの質問は、各学校から上げてもらうものについては、指導室で先ほど提示したアからコの項目が網羅されているか確認する。いろいろな項目の中で、こういった事が出来るという事を出していただきその後、機会を設けて集まって情報交換をし、さらに良いものにしていく。大筋、骨組みは市の教育委員会が考えるものと大きくそれないようにする。

※本協議は継続審議。

報告第1号：山武市学校のあり方検討委員会会議結果について

教育総務課長：3月の答申に向けて、各委員から指摘いただいた事について内容の確認をさせていただいた。字句の訂正や適切な表現について話し合いをした。3月11日に第13回の会議を開き答申を固めて最終確認を行う。3月19日、定例教育委員会後、あり方検討委員会の委員に集まっていたいただき教育委員会へ答申する。場所はのぎくプラザ視聴覚室。その後、懇談会を実施する予定である。

報告第2号：食物アレルギー対応マニュアルについて

学校教育課長：食物アレルギーに関することが多く起こっていた。本市においても正しい知識で子ども達に対応できるような知識を得ながら教職員も学校運営をしていきたいということで作成した。昨年11月26日、山武市養護教諭会、山武市栄養士会、学校教育課の担当者が中心となり作戦会議を実施した。1月22日、2月12日に校長会で案を提示し意見をいただいた。今日報告させていただいたものにご意見をいただければ、修正を加え医師会の意見を反映し3月の定例会で最終的なとりまとめを行ない、4月1日には施行したい。このマニュアルは、食べ物についてのマニュアルである。食物アレルギー調査票でP14、15に記載してある。就学時検診時のものと前年度からいるお子さん用で、これに保護者の方に申告していただく。アレルギーがある子については学校生活管理指導票がある。これは重篤なアレルギーを持っているお子さんに医師の処方をもって記載していただく。医師の処方に基づく調査票を書いてもらうかどうかは、調査票により学校が保護者と連絡を取りながら保護者の判断で作成していただくように思っている。作成には検査が必要で費用も発生するので保護者によく理解を得ながら指導に活かしていきたい。食物アレルギー個別支援プランを各学校で作成する。一人ひとりに対してど

のように対応したらいいかを作成する。まとまったものを職員会議等で報告していただき情報共有を図り、教育委員会にもアレルギーのある者、重篤な者といった統計的に報告していただく。山武郡市広域行政組合が発行している消防署への情報提供書がある。保護者の方の署名のもと、何かがあった場合このシートと一緒に搬送していただく。

報告第3号 さんむスプリングフェスタについて

生涯学習課長：募集は1月20日まででチラシを配布した。しかし、締め切ってはいるが申込みがあれば随時受け付けたいと考えている。今日現在の参加状況は、いちごジョギングと植樹の両方に参加していただく人数は、529名。うち市内410名。植樹祭のみの参加が55名。うち市内50名。合計584名の申込みがある。市内は460名。

報告第4号 第62回左千夫短歌大会について

生涯学習課長：1月26日、第62回の左千夫短歌大会が開催された。応募数は、4,138首。昨年は3,414首で714首の増加であった。過去最多となっている。市内小中高校の全校から応募が寄せられた。市内でも多くの方が入選した。

報告第5号 第7回山武市民駅伝競走大会結果について

スポーツ振興課長：1月19日開催の市民駅伝大会の結果報告。昨年に続き日向Aチームが優勝であった。タイムは1時間9分であった。個々の区間賞については資料のとおりである。

報告第6号 第44回山武郡市民駅伝競走大会結果について

スポーツ振興課長：2月11日開催。昨年に続いての優勝を目指していたが、総合2位であった。Aチーム2位、Bチームが5位であった。区間賞は5区で小学校男子の山武西小、7区が中学校男子で成東中、8区の小学校女子で山武西小、10区の中学校男子で山武中、11区の小学校男子で日向小の児童生徒が、合計6区間で区間賞を受賞したが、総合で2位となった。優勝は東金市であった。

報告第7号 行事の共催・後援について

教育総務課長：1月1日から1月31日までに承認した、2件の後援について報告。

報告第8号 3月の行事予定について

出席した各所属長から3月の行事予定について報告。

その他（発言順に大要を記載）

- 京相委員：こども園で卒園されて保育を受けている子どもは、どうなるのか。
子育て支援課長：保育を受けている子どもは、31日まで使えるようになる。また、入園前から利用できるようになっている。
- 教育部長：市議会が開催され、一般質問において本山議員から学校教育について、小中一貫校、コミュニティスクールと土曜授業の実施に係る学校教育法の一部改正について質問が出されている。平成26年度の国の施策について、子育て施策に対する市の取り組みについて幼児教育の無償化等がだされている。
- 学校教育課指導室長：山武市教育委員会ジャーナルの報告で体罰事案に関わった生徒が前期合格の内定を受けたという報告があがっている。12月末の段階で卒業を目途に話し合いをしたいとのことであった。連絡をとったところ再度話し合いをしたいとのことなので、3月早々にお会いをして方向性を決める状況になっている。事故の報告が1月から段々と減ってきている。この状態が続けばいい。
- 教育長：部長から一般質問の話があったが、質問がどこまではっきりするのか。一貫教育、コミュニティスクール、土曜授業について市教委としてどのように考えるかといった点まで質問が及ぶかわからないが、出来るだけ早い段階で委員の皆さんに協議していただきたい。